

被扶養者の認定における

令和2年
4月1日から

住所の判断について

地方公務員等共済組合法施行規程が改正されたことにより、被扶養者の住所は住民票が日本国内にあるかどうか（国内居住要件）で判断することとなります。

住民票が国内にある者は、原則国内居住要件を満たしますが、住民票が国内にあっても、就労を目的に海外に渡航するなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないこととなります。

国内に住所はないが国内に生活の基礎があると認められる場合（国内居住要件の例外）

- 海外留学をする学生
- 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 渡航目的その他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる者